【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年5月31日

【会社名】株式会社スタジオアタオ【英訳名】STUDIO ATAO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀬尾 訓弘

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号

【電話番号】 078-230-3370 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目10番9号

【電話番号】 03-6226-2772 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理部ゼネラルマネージャー 山口 敬之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年5月29日開催の当社第13期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成29年5月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、瀬尾訓弘、籠谷雅、長南伸明、柏木優子の4氏 を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 監査等委員である取締役として、松本浩介、須田仁之、吉羽真一郎の3氏を選任するものでありま す。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 補欠の監査等委員である取締役として、森下俊光氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額200,000千円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とするものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	16,104	4	0	(注)1	可決 99.27
第2号議案					
瀬尾訓弘	16,104	4	0		可決 99.27
龍谷 雅	16,104	4	0	(注)2	可決 99.27
長南・伸明	16,103	5	0		可決 99.26
柏木 優子	16,104	4	0		可決 99.27
第3号議案					
松本 浩介	16,104	4	0		可決 99.27
須田 仁之	16,104	4	0	(注)2	可決 99.27
吉羽 真一郎	16,104	4	0		可決 99.27
第4号議案					
森下 俊光	16,094	14	0	(注)2	可決 99.21
第5号議案	16,102	6	0	(注)3	可決 99.26
第6号議案	16,102	6	0	(注)3	可決 99.26

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上